



# 国保だより

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル  
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp  
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakokokuho.com/>

## 公 告

### 「令和5年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算」承認される

令和4年度 第2回組合会は、令和5年3月11日(土)静岡市内において開催され、提出議案の令和5年度事業計画、歳入歳出事業予算、法令遵守(コンプライアンス)のため実践計画などの関連議案及び組合同約の一部改正について、原案通り可決承認されましたので、ここに報告いたします。

#### 静岡県薬剤師国民健康保険組合同約の一部改正



#### ○未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減について

厚生労働省保険局国民健康保険課から通知された「国民健康保険組合における未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置の導入について」において、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、毎年11月30日時点における国民健康保険組合の未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)の人数に応じて1人当たり12,000円の補助をする通知があり、組合同約の一部を改正する。

#### (未就学児世帯支援補助費)

第22条の3 組合は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、当該年度の11月30日を基準日として加入している未就学児の人数に応じて当該被保険者の属する組合員に対し、当該組合員からの申請に基づき未就学児1人当たり12,000円を保険料の一部に充当する。

2 申請及び返還の方法については、別に内規で定める。

附則 1 この規約は、令和4年12月14日に成立し、同日から施行する。

#### ○出産育児一時金の支給額の引き上げについて

厚生労働省保険局長 から通知された「出産育児一時金等の支給額について」社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で現行の42万円から50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年2月1日に公布されたことにより、組合同約の一部を改正する。

#### (出産育児一時金)

第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として 500,000円を支給する。

附則 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

# 令和5年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算

## 歳入

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1国民健康保険料	417,530	449,939	△32,409
2国庫支出金	76,837	81,011	△4,174
3前期高齢者交付金	2	2	0
4県支出金	2	2	0
5共同事業交付金	7,300	9,700	△2,400
6財産収入	2	20	△18
7繰入金	1	1	0
8繰越金	190,000	200,000	△10,000
9諸収入	526	825	△299
歳入合計	692,200	741,500	△49,300

## 歳出

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1組合会費	1,376	1,376	0
2総務費	40,614	42,227	△1,613
3保険給付費	325,088	326,578	△1,490
4後期高齢者支援金等	109,203	102,707	6,496
5前期高齢者納付金等	49,159	37,206	11,953
6介護納付金	57,624	58,700	△1,076
7共同事業拠出金等	11,636	16,345	△4,709
8保健事業費	15,119	15,306	△187
9積立金	16,000	42,000	△26,000
10諸支出金	8,796	8,100	696
11予備費	57,585	90,955	△33,370
歳出合計	692,200	741,500	△49,300

## 事業内容

### 1. 被保険者数の推計（5年度平均見込数）

被保険者 1,584人（4年度 1,726人 △142人）

（内訳）第1種組合員…181人 第2種組合員…453人

第3種組合員…491人 家族…459人

（再掲）介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）…732人（4年度 780人 △48人）

特定被保険者…1,213人（4年度 1,224人 △11人）

### 2. 後期高齢者組合員（75歳以上の組合員資格継続者）…28人（4年度 28人 ±0人）

### 3. 国民健康保険料

#### （1）医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料

ア 賦課方式、賦課限度額・・・別表1

イ 保険料等級・・・別表3「保険料等級表」

ウ 保険料賦課額・・・「保険料算定表」による賦課限度額 ホームページを参照

#### 別表1

区分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	計
所得割額	算定基礎額の100分の6	算定基礎額の100分の1.5	100分の7.5
均等割額	15,000円	6,000円	21,000円
世帯割額	20,000円	4,000円	24,000円
賦課限度額	500,000円	135,000円	635,000円

※所得割額については、前々年分の総所得金額を基に算定する。

別表3

## 保 険 料 等 級 表

等 級	賦 課 標 準 所 得 金 額	算定基礎額
1	1,000,000 円未満	500,000 円
2	1,000,000 円以上～2,000,000 円未満	1,500,000 円
3	2,000,000 円以上～3,000,000 円未満	2,500,000 円
4	3,000,000 円以上～4,000,000 円未満	3,500,000 円
5	4,000,000 円以上～5,000,000 円未満	4,500,000 円
6	5,000,000 円以上～6,000,000 円未満	5,500,000 円
7	6,000,000 円以上～7,000,000 円未満	6,500,000 円
8	7,000,000 円以上～8,000,000 円未満	7,500,000 円
9	8,000,000 円以上	8,000,000 円

※ 賦課標準所得金額は、総所得金額（給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得[公的年金所得を含む]など）の合計金額で、1,000 円未満は切り捨てるものとする。

## (2) 介護納付金分保険料（40 歳～64 歳）

年額 60,000 円（月額 5,000 円）

## (3) 後期高齢者組合員分保険料（75 歳以上の組合員資格継続者）年額 24,000 円

## (4) 未就学児世帯支援事業

国における未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置の導入事業

国から毎年 11 月 30 日時点における未就学児の人数に応じて、1 人当たり 12,000 円を保険料の一部として補助するので子育て世帯に還付する。

## (5) 保険料徴収の特例

産前産後休業者は、事業主を通じ、組合に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該組合員に関する保険料を徴収しない。

## 4. 保険給付

## (1) 給付割合

6 歳未満	8 割給付
6 歳～6 9 歳	7 割給付
7 0 歳以上	7 割給付 現役並み所得者
	8 割給付 上記以外の者



## (2) 療 養 費

- ・止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき
- ・ギブス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき
- ・海外渡航中に治療を受けたときなど

## (3) 高額療養費

1 か月（1 日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度。入院時の差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象外。

## ○限度額適用認定証

「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、入院時等の 1 か月（1 日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

## ○高額療養費（外来年間合算）

計算期間（前年 8 月から 7 月まで）の末日（基準日）に 70 歳以上の一般および住民税非課税区分の方で、外来診療に係る自己負担額の年間合算額が 144,000 円を超える場合にその超えた額を支給する。

#### (4) 高額介護合算療養費

医療保険、介護保険の両保険から給付を受けることにより（前年8月から7月まで）自己負担額が高額になった場合、これらを通じた限度額を超えた額を支給する。

(5) 出産育児一時金 1件当たり 500,000円 令和5年4月から変更

(6) 葬祭費 第1種組合員…70,000円 第2種組合員…50,000円 第3種組合員…50,000円  
家 族…30,000円



### 5. 保健事業

(1) 特定健康診査及び特定保健指導 人間ドックとの併用は不可

40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健診及び保健指導の実施

(2) 健康診断費用又は人間ドック健診費用の助成 特定健康診査との併用は不可

疾病予防対策として、30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に特定健診を含んだ健康診断又は人間ドック健診に対し30歳～39歳10,000円（限度額）、40歳以上20,000円（限度額）の助成を行う。

(3) 歯科健康診査

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に年1回実施。

検査費用3,300円は全額組合負担



(4) 郵送検診

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に、年1回実施。検査費用は、全額組合負担

検査項目：大腸がん・胃がん・ピロリ菌検査・前立腺がん・子宮頸がん

(5) インフルエンザ予防接種費用補助：65歳未満の被保険者を対象に年1回実施。支給額1,000円

(6) 医療費通知：医療機関を受診した被保険者に、年4回に分けて送付

(7) ジェネリック医薬品差額通知：後発医薬品への変更で、一定の差額が出る35歳以上の方に年3回送付

(8) 育児誌『赤ちゃんと！』及び『きちんとかんたん離乳食』を出産した被保険者に配布

(9) 健康家庭表彰：1年間、無傷病世帯に対し記念品の贈呈

(10) 長寿お祝い：喜寿、傘寿、米寿、白寿に対しお祝い金を支給

(11) 健康ポイント事業：健康づくりの自主的取り組みを促す目的で、日々のウォーキングや健康診断の受診等に対してポイントを付与し、貯まったポイントで商品と交換

### 6. その他事業

(1) レセプト点検の実施：国保連合会への委託による二次点検

(2) 組合報「国保だより」の発刊：年3回

(3) ホームページの運営：各種案内、お知らせの周知、申請書類をダウンロードにより時間・経費の節約

当国保組合では、皆様に納めていただいた保険料を適正に使用するため、規約の改正や保健事業等の見直しを随時行っており、理事会で承認された改正や新規事業は「国保だより」及び「ホームページ」に掲載しています。

家族の方が利用できる制度等もありますので、ご家庭でもお読みいただき、国保組合の制度を理解していただけるようお願いいたします。

# 歯科健診を受けましょう

歯周病は、生活習慣病の一つであり、糖尿病や動脈硬化などメタボリックシンドロームと関係のある疾患と密接に関わっていることが分かっています。むし歯や歯周病の予防・早期治療のために、定期的に健診を受けることが大切です。

当国保組合の助成制度を利用して年一回歯科健診を行い、歯や口腔内の状態を確認しましょう。

## 歯科健診で助成制度を利用される方は

**必ず、事前に当国保組合に連絡して「歯科健康診査票」を受け取ってください。**

健診内容	歯・口腔状況調査、保健指導
対象者	30歳以上の組合員及びその家族（当国保組合加入者）
申込み	<u>国保組合より「歯科健康診査票」を受け取り後、医療機関に直接予約申込をしてください。</u>
持ち物	歯科健康診査票・保険証
費用	無料 ※ただし、本人の希望等により同日に受けた治療に係る費用は自己負担です。

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

## 郵送がん検診について

今年度も下記の検査5項目の中から、ご希望の検査を申し込みできます（複数申し込み可）。毎年  
の検診受診が、早期発見・早期治療につながります。ぜひご自身の健康管理に、郵送がん検診をご活用  
ください。

	検査項目	検査方法	罹患者が多い年齢
1	大腸がん	便潜血	40歳代から増加傾向 好発年齢は60歳代
2	胃がん	ろ紙血	40歳から増加 50歳～60歳がピーク
3	ピロリ菌 (1回限り)	尿	50歳以上：60～70%
4	前立腺がん (40歳以上の男性のみ)	ろ紙血	50歳以上
5	子宮頸がん（女性のみ）	子宮頸部細胞	20歳～50歳

※ピロリ菌検査は、過去に当国保組合の郵送検診で検査を受けた方は申込できません。

**対象者** 30歳以上の組合員及びその家族  
(ただし、令和5年4月1日時点で当国保組合の加入者であること)

※人間ドックとの併用も可能ですので是非ご利用ください。

**申込み** (1) 同封の「郵送検診申込書」に必要事項を記入し、国保組合宛に郵送又はFAXで  
お送りください。 FAX 054-251-6084

**申込締切日 4月28日(金)**

(2) 5月中旬以降、委託業者より自宅へ検査容器等を発送します。検査項目別に  
発送されますので、到着後はすみやかに検査を実施し、返送してください。

**費用** 無料 ※ただし、申し込み後のキャンセルなどで検査を受けなかった時の容器代は  
自己負担となりますのでご注意ください。

※ 結果が陽性判定だった方は、速やかに医療機関にご相談ください。

# 特定健診・人間ドック受診のご案内

生活習慣病は、食生活の乱れや身体活動不足などの不健康な生活習慣によって発症する病気の総称です。自覚症状がないまま進行することも多く、コロナ禍の生活変化で生活習慣病のリスクが高まっている可能性があります。受診控えせず、必ず健康診断を受けましょう。

当国保組合の健康診断事業は、①特定健診（受診券利用）、②人間ドック・健康診断（補助金の申請）③事業者健康診断（定期健康診断）結果データの提出（補助金申請も可）になります。

健康診断の受診率が国庫補助金に影響しますので、ぜひとも、健康診断受診率の向上にご協力をお願いします。

## ① 特定健診

メタボリックシンドロームに着目した基本的な検査項目の健診

○窓口での支払いが免除されます。国保組合への補助金支給申請手続きは不要です。

対象者	令和5年4月1日～6年3月31日に40歳～74歳となる組合員及びその家族 ただし、令和5年4月1日時点で当国保組合の加入者であること
-----	---

申込み	事前に対象医療機関（受診券に同封された実施医療機関リスト ※一部地域を除く） に直接予約申込をしてください。
-----	---

持ち物	特定健康診査受診券・保険証
-----	---------------

費用	無料
----	----

（注）受診できる期間が短い地域もありますので、早めの受診をお願いします。

対象者には、6月上旬に国保組合から「受診のご案内」と「受診券」等を自宅宛に郵送します。

## ② 人間ドック・健康診断

○窓口で受診費用をお支払い頂き、その後国保組合への補助金申請手続きにより補助金が支給されます。

対象者	30歳以上の組合員及びその家族（当国保組合加入者）
-----	---------------------------

申込み	事前 <del>に</del> 国保組合に連絡してから医療機関に直接予約申込をしてください。
-----	--

持ち物	保険証・その他
-----	---------

費用	窓口で受診費用全額をお支払い頂き、その後国保組合へ申請してください。
----	------------------------------------

【支給金額】30歳から39歳：1万円（限度額）

40歳以上：2万円（限度額）※限度額以下の場合は窓口で支払った額

### 補助金の申請手続きに必要な書類

- 健康診断補助金支給申請書
- 領収書原本（特定健診とその他の内訳あるもの）
- 特定健診の必須検査項目を含む健診データの写し
- 標準的な質問票

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

## ③ 事業者健康診断(定期健康診断)結果データの提供

事業主は従業員に対し、労働安全衛生法に基づく「事業者健診(定期健康診断)」を実施しなければなりません。事業者健診の結果データと、併せて「標準的な質問票」の提供にご協力をお願いします。

なお、**30歳以上の方の事業者健診料は補助金対象になります。**データ提供の際には、ぜひ国保組合へお問い合わせください。

☆令和3年10月より、特定健診等データの保険者間での引継ぎが可能となりました。引継ぎ対象となるのは、令和2年度以降に実施し登録された過去5年間分の健診情報等です。これにより、当国保組合への加入以前に受診した健診結果に基づき、被保険者への的確な保健指導等が可能となります。

引継ぎを希望しない場合は、その旨申し出が必要のため、当国保組合までお問い合わせください。

## 令和5年度 国民健康保険料通知書、決定通知書の発送について

令和5年4月からの国民健康保険料(令和3年分の総所得金額等を基に算定)の決定について、事業所用の「国民健康保険料通知書」と個人用の「国民健康保険料決定通知書」を事業主宛てに4月10日(月)以降順次発送する予定です。従業員の方の分も同封しますので配布をお願いします。

《窓開き封筒(ピンク色)で郵送します。ただし、従業員多数の場合には別の封筒で郵送します。》

「国民健康保険料通知書、決定通知書」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

## 加入・脱退・変更等の届出を忘れずに！ 14日以内にしましょう！

薬局等を退職・脱退された場合は、資格喪失届を国保組合へ提出してください。

※退職日の翌日が資格喪失日となり、資格喪失日より保険証は使用できません。保険証は速やかに回収し、届出様式と一緒にご返却をお願いします。

世帯に異動・変更があった場合は、各種変更届を国保組合へ提出してください。

- \* 大学等を卒業して就職をしたとき
- \* 大学等に入学し、組合員と住所が別になるとき
- \* 住所・氏名・世帯の変更があったとき

事業所で下記の変更がある場合は、各種変更届を国保組合へ提出してください。

- ・薬局の所在地又は名称
- ・事業主組合員の変更
- ・勤務形態の変更
- ・事業所を個人から法人に変更
- ・事業所の代表者変更
- ・法人組織を解散する

国保組合は、みなさまからの保険料と国からの補助金で運営しております。組合規約の条件に該当しない事業所が国の検査で指摘を受けた場合、補助金を返還しなければなりません。今後も国保組合を健全に運営していくため、変更がある場合は、必ず国保組合までご連絡をお願いします。

## 「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について」の適用期間が延長になりました

適用期間：令和2年1月1日～令和5年5月7日までになります。

### 【傷病手当金の対象となる方】

新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができず給与等の支払いを受けられない組合員。

### 【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務を予定していた日数。

上記要件に該当すると思われる場合は、国保組合までご連絡をお願いします。

傷病手当金の支給要件などの詳細については、ホームページをご確認ください。

## 令和4年度 長寿のお祝い

組合員が長寿を迎えたことを慶祝し、喜寿(77歳)4名、傘寿(80歳)3名にお祝い金をお渡ししました。

これからもお体を大切に末永く健康でお過ごしくださいますようお願いいたします。



# 静岡県薬剤師国民健康保険組合へ加入できる方

※組合員は、原則として静岡県内に住所を有する方に限ります。

・第1種組合員(事業主組合員)

静岡県薬剤師会の会員であり、薬局等に従事する管理者又は開設者並びにその他薬剤師の資格を有する専門職として薬業に従事する方

・第2種組合員(薬剤師従業員)

第1種組合員、もしくは後期高齢者組合員の薬局等に勤務する薬剤師の方

・第3種組合員(非薬剤師従業員)

第1種組合員、もしくは後期高齢者組合員の薬局等に勤務する薬剤師以外の方

・後期高齢者組合員(75歳以上)

被保険者ではないが、後期組合員として継続する旨の届出をした方

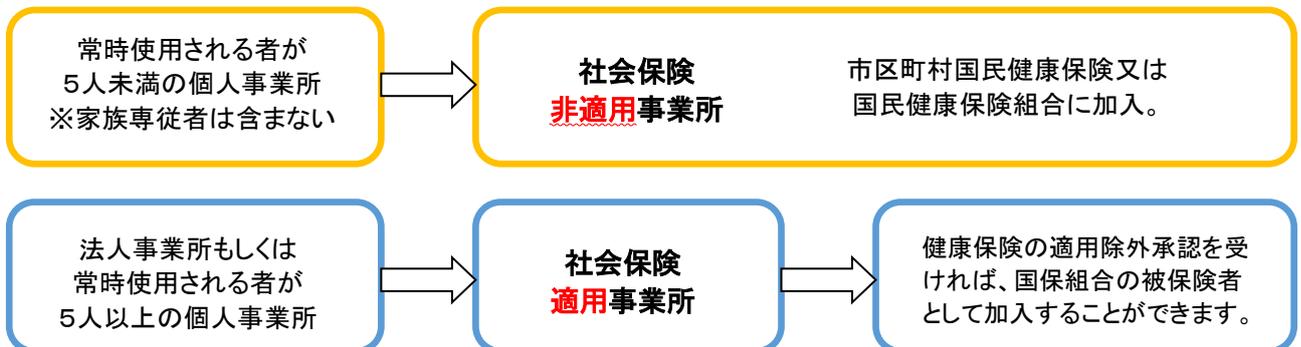
・家族

上記組合員と住民票が同一世帯にあり、かつ、主として当該組合員の収入により生計を維持する者

## 健康保険の適用除外について

※厚生労働省保険局国民健康保険課課長通知により、法人事業所及び常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所では、法令に基づく社会保険の強制適用事業所となり、社会保険への加入が義務づけられています。ただし、強制適用事業所に雇用される者となっても、医療保険については健康保険の適用除外に関する年金事務所の承認を受ければ、国保組合の被保険者として加入することができます。

### 【医療保険の種類】



注意！ 既に法人事業所となっていると、国保組合への新規加入はできません。

### 【健康保険の適用除外の承認が必要な場合】

個人事業所	法人事業所
1 国保組合に加入している事業所の従業員が5人以上になる。	1 健康保険の適用除外承認を受けている事業所に新たに雇用された従業員。
2 国保組合に加入している事業所が法人事業所に変更する。	2 2以上の事業所から報酬を受ける場合。 ※薬業に関連のない業種の場合、承認が受けられず国保組合の資格を継続できなくなる恐れがあります。
3 上記1、2の事業所に新たに雇用された従業員。	

上記に該当する場合は、「健康保険の適用除外申請」及び「各種変更届」の手続きが必要になりますので、必ず国保組合までご連絡をお願いします。

「健康保険の適用除外申請」手続きについて、特別な事情がない限り「事実の発生から14日以内」に届出を行うことが厳格化されました。これにより、期限内の届出ができなかった場合には健康保険の適用除外申請が受理されないことで薬剤師国保へ加入できなくなる恐れがありますので、年金事務所への届出は早急にお願いたします。

## 薬剤師国保組合へ加入の流れ（法人事業所）

①薬剤師国保組合様式の「資格取得届」「加入時の現状書」「雇用内容証明書」と一緒に、「健康保険被保険者適用除外承認申請書（国民健康保険組合被保険者）」及び「厚生年金保険被保険者資格取得届」の2枚を薬剤師国保組合へ提出して下さい。  
※申請書の記入方法については、申請書の裏面を参照して下さい。



②薬剤師国保組合理事長の証明した申請書を事業所又は担当労務士事務所へ返送いたします。返送された2枚の申請書は、管轄の年金事務所に早急に提出をお願いいたします。



③厚生年金加入の手続きが終了し、年金事務所より「健康保険被保険者適用除外承認証（国民健康保険組合被保険者）」が届きましたら、FAXにて薬剤師国保組合まで送信をお願いいたします。 FAX 054-251-6084



④年金事務所の承認が確認出来次第、薬剤師国保組合の「国民健康保険被保険者証」等を発行いたします。

⑤個人事業所については、薬剤師国保組合様式の「資格取得届」「加入時の現状書」「雇用内容証明書」及び添付書類を薬剤師国保組合へ提出して下さい。申請が受理され次第、「国民健康保険被保険者証」を発行いたします。

## 加入手続きの一部変更について

令和5年度より、事務手続き効率化のため新規加入者の申請手順を一部変更します。  
以下の内容をご確認の上、ご協力をお願い致します。

### ①[事業所→薬剤師国保]

新規加入者の申請書類を提出する。  
加入申請の書類が全て揃った時点で、申請が受理される。

### ②[薬剤師国保→事業所]

保険料が算定され、「国民健康保険料決定通知書」が発行される。  
「保険証」「国民健康保険料決定通知書」が事業所あてに送付される。

### ③[薬剤師国保→事業所]

翌月上旬に、事業所全体の保険料が変更したことによる「国民健康保険料変更通知書」が發送される。それに同封される形で、新規加入者の初回保険料の納入を依頼する請求書（「新規加入者にかかる初回の国民健康保険料請求書」）が發送される。

### ④[事業所→薬剤師国保→事業所]

期限内に初回保険料が納入され次第、初回保険料分の領収証が随時發送される。